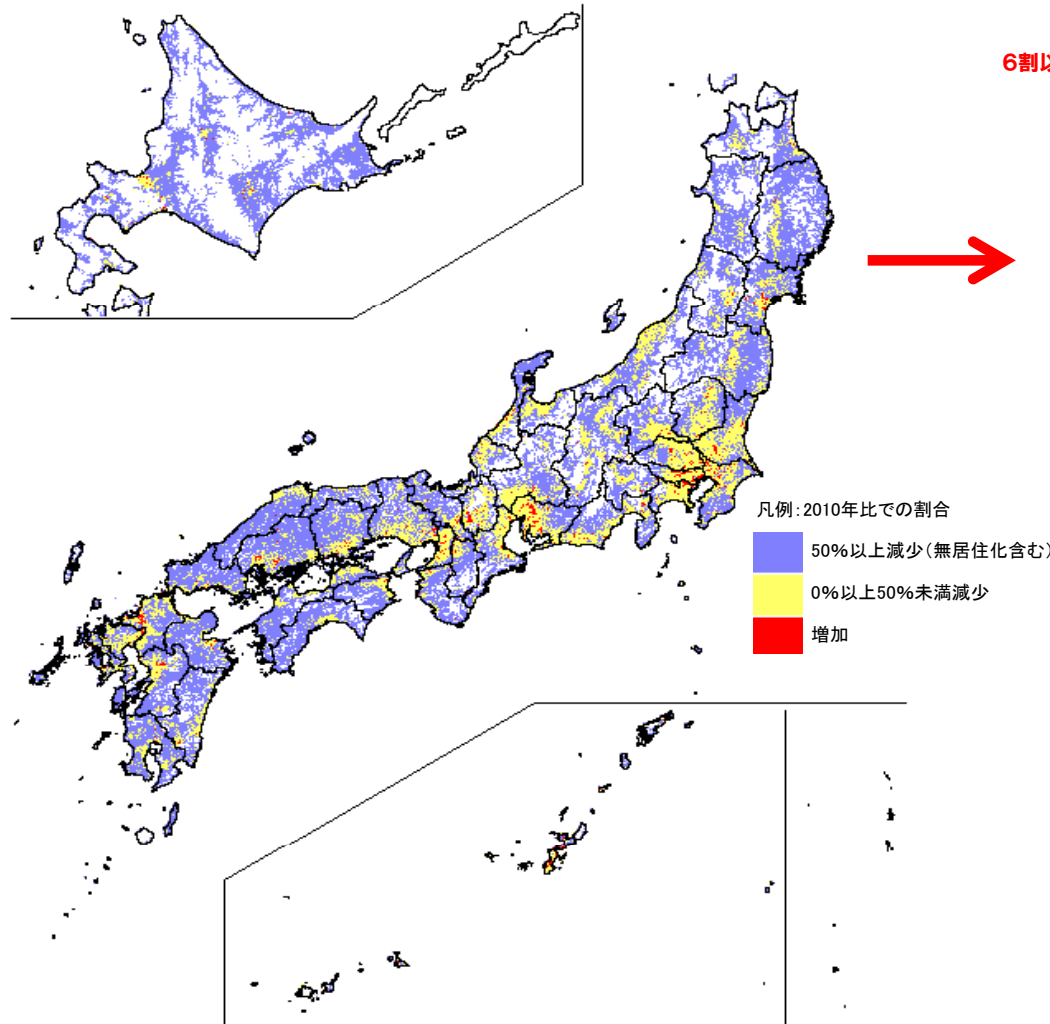


その他関連資料

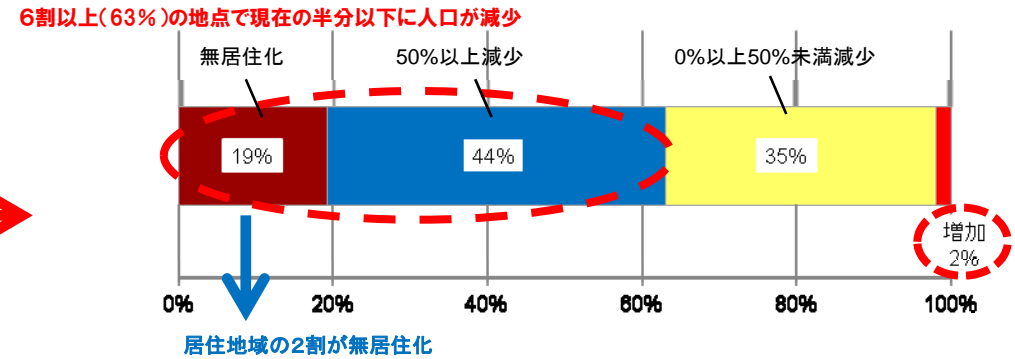
国土全体での人口の低密度化と地域的偏在が同時に進行(2010年→2050年)

- 全国を《1km²毎の地点》で見ると、**人口が半分以下になる地点が現在の居住地の6割以上**を占める(※現在の居住地は国土の約5割)。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。**
- 《市区町村の人口規模別》にみると、**人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向**が見られる。特に、現在人口1万人未満の市区町村ではおよそ半分に減少する。

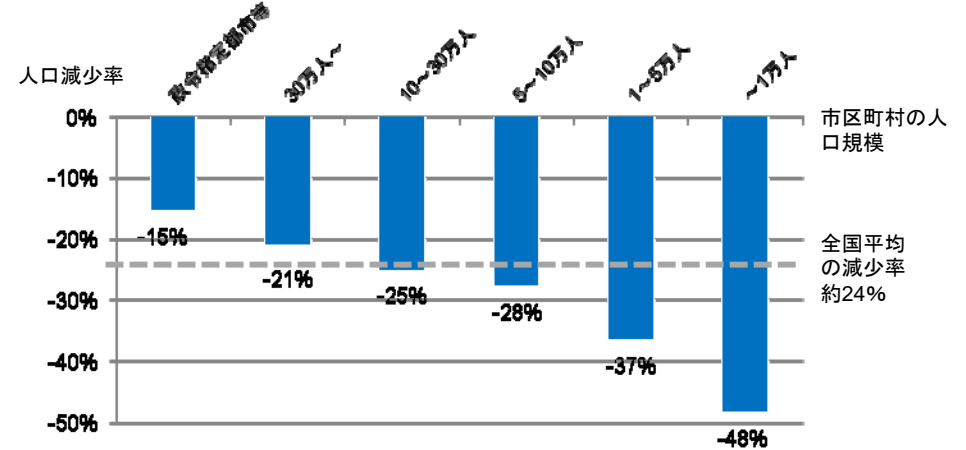
【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



人口増減割合別の地点数



市区町村の人口規模別の人口減少率



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成。

【2050年の未来に向けて】

一危機感の共有と国民叡智の結集一

- ・将来への危機感(地域存続の危機、巨大災害の切迫)を共有し、国民の叡智を結集して2050年を視野に入れた新たな「国土のグランドデザイン」を描く
- ・まず、「骨子」を示し、各方面のご意見を伺いながらさらに検討を深めていく
- ・各地域において地域の将来像を描くための検討が主体的に行われ、新しい国土政策が構築されていくことが重要

【理念】

- ・人口減少下で、各地域が横並びを続けていけば、それぞれの地域は並ぶ立たず、提供すべき機能も縮小・劣化
- ・各地域が**主体性**を確立し、失われてきてしまった**多様性を再構築**その上で**多様性の連携**により新たな価値を創造していく
- (1)多様性(深い固有性)の再構築(ダイバーシティ)**
 - ・多様性ある地域で暮らす中で、人々は地域に愛着を持ち、山村であれ都会であれ、そこがその人のふるさとなる
 - ・ふるさは文化を育み、日本人のアイデンティティの形成につながる
- (2)連携革命による新しい集積の形成(コネクティビティ)**
 - ・「50年単位の交通革命」「新情報革命」を取り込む
 - ・各地の地域づくりに参画する「協働人口」の広がり
- (3)災害への粘り強くなやかな対応(レジリエンス)**
 - ・国民の命を守ることが最優先
 - ・世界の成長を取り込み、人、モノ・カネ・情報が集まる場にしていくためにも、災害に対する取組は不可欠

【人と国土の姿】

- (1)国土の姿**
- ・地政学上の位置づけの変化や、災害に強い国土づくりの観点を踏まえ、**伝統的な行政区分等にとられない広域的な発想**が必要
 - ・地方の多様性が大都市の国際競争力を支えるなど相互に「対流」
 - ・依然として進展する**東京一極集中からの脱却**を図る
 - ①大都市圏域 世界を先導する国際経済戦略都市
 - ②地方圏域 拠点とネットワークによる新しい集積
 - ③海洋・離島 447万km²を最大限に利用する
 - ④広域ブロック相互間の連携
- (2)人と国土のかかわり**
- ・人と自然の相互作用により、現在の日本の人と国土が形成されてきた
 - ・住み慣れた地域に住み続けたいという思いは、人の生き方そのものにかかわる その思いを大切にすることが重要
 - ①コミュニティの再構築 ②女性と高齢者の社会参画 ③子供を産み育てやすい社会の実現

【時代の潮流】

(1)急激な人口減少・少子化、高齢化

- ・2050年の人口は約9700万人
- ・約6割の地域で人口が半減以下に、うち1/3の地域は人が住まなくなる
- ・どの国も経験したことのない約4割の高齢化率

(2)グローバル化の進展

- ・国家・都市間の競争が激化
- ・ユーラシアダイナミズムにより地政学上の位置が大きく変化
- ・北極海航路、パナマ運河再拡張

(3)巨大災害の切迫、インフラの老朽化

- ・首都直下地震、南海トラフ巨大地震の切迫(30年以内の発生確率70%)
- ・気候変動による災害の激甚化
- ・高度成長期以降に集中整備したインフラが老朽化

(4)食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題

- ・世界は人口爆発 食料・エネルギー確保が課題
- ・地球温暖化、生物多様性の危機

(5)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展

- ・コンピュータとその処理能力の飛躍的増大
- ・ビッグデータが生むイノベーション
- ・情報・知識空間と実空間の融合

【基本戦略】

(1)コンパクトな拠点とネットワークの構築

- ・大都市から「小さな拠点」に至るまで、コンパクトな拠点とネットワークを構築
- ・日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「**小さな拠点**」を形成(国土の細胞)
- ・地方都市が周辺市町村と「**高次地方都市連合**」を形成し、適切に機能分担・連携
- ・コンパクトシティの形成による街なかの機能の再整備
- ・スーパー・メガリージョンの形成、国際競争力強化、首都圏再構築

(2)「攻めのコンパクト」と地域経済を支える産業の活性化

- ・新たな価値・イノベーションを生む「**攻めのコンパクト**」
- ・**高密度移動社会**、準天頂衛星を活用した**高精度測位社会**の実現
- ・都市内での大学の中心部立地を進め、企業と連携しイノベーションを起こす
- ・高速交通ネットワーク整備を背景とした**地域産業の活性化**・農林水産業を先端産業に、農林水産物・食品の輸出拡大

(3)移動と交流の促進、さらに連携へ

- ・「滞在人口」の拡大、さらに積極的に地域に関わる「**協働人口**」の拡大
- ・生産的な二地域居住(二地域就労)

(4)災害に強い国土へのリノベーション

- ・「**日本海・太平洋2面活用型国土**」、内陸発展型国土の形成、東京圏等の「バックアップ」、「**防災先進社会**」の構築

(5)美しい国土を守り、育てる

- ・農山漁村や離島・半島に住み続けられる地域づくり
- ・外海の遠距離離島の住人は「現代の防人」
- ・海洋資源の開発・利用の促進

(6)エネルギー制約・環境問題への対応

- ・ゼロエネルギー住宅化などさらなる省エネの推進
- ・ICTを活用し省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティ

(7)インフラを賢く使う

- ・既存ネットワークの使い方を工夫することで円滑かつ安全な交通サービスを実現

(8)技術革新や民間活力を取り込む社会をつくる

- ・技術革新は社会の礎 その成果を活かすため制度と技術を一体的につくり上げる
- ・PPP/PFIの活用

(9)子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築

- ・都市政策・住宅政策・福祉政策・交通政策の連携等によりコミュニティを再構築
- ・スマートウェルネス住宅・シティの実現

(10)国土・地域の担い手づくり

- ・新たな「公」の第二弾ロケット
- ・現場の強さが日本の強さ 技術者、技能者の処遇を改善し、職人が尊敬される社会へ

都市局所管の主要な法律の改正の経緯

主にまちづくり、土地利用、都市開発等に関連する法律

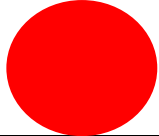
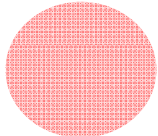
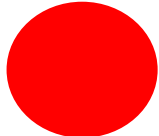
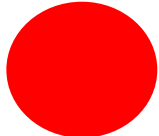
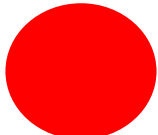
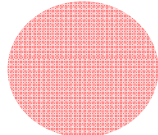
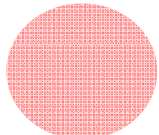
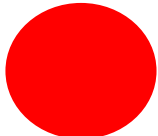
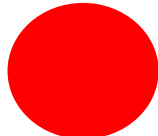
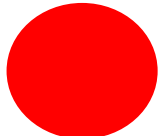
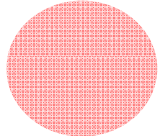
	法案	主な内容
H26	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	コンパクトシティの推進 (立地適正化計画制度の創設、居住誘導区域・都市機能誘導区域の導入等)
H24	都市再生特別措置法の一部を改正する法律	帰宅困難者対策の推進 (都市再生安全確保計画制度の創設等)
H23	都市再生特別措置法の一部を改正する法律	大都市の国際競争力強化・官民連携の推進 (特定都市再生緊急整備地域の創設、民間都市プロジェクトに対する金融支援の拡充、道路占用許可・上空利用の規制の緩和)
H21	都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律	まちづくり活動の支援強化 (まちづくり会社等への支援強化、歩行者ネットワーク協定制度の創設)
H19	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	地域の担い手を活かした地域活性化、密集市街地の早期解消 (市町村都市再生整備協議会・都市再生整備推進法人制度の創設、第二種市街地再開発事業や防災街区整備事業の要件を緩和等)
H18	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律	大規模集客施設の立地規制の見直し、開発許可制度の見直し (大規模集客施設の立地規制、都市計画提案権者の拡大、開発許可制度の見直し等)
H17	民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	地方における民間プロジェクトの推進 (都市再生整備計画の認定制度創設、民間事業者の能力を活用した市街地再開発事業の迅速化・円滑化等)

主に防災、環境等の政策目的に対応する法律

	法案	主な内容
H24	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素まちづくりの促進 (国による基本方針の策定、低炭素建築物の認定制度の創設、市町村による低炭素まちづくり計画の作成等)
H23	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりの推進 (国による基本方針の策定、津波浸水想定の設定、市町村による推進計画の作成、津波災害警戒区域等の指定)
H20	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致の次世代への継承 (国による基本方針の策定、市町村による歴史的風致維持向上計画の作成、国による市町村認定制度)
H18	宅地造成等規制法等の一部を改正する法律	造成宅地の耐震化の推進 (造成宅地防災区域指定制度の創設、宅地造成に関する工事の技術的基準の見直し等)
H16	景観法	良好な景観の形成の推進 (景観地区の都市計画を創設、景観計画による規制の創設、景観重要建造物の指定制度の創設等)
H16	都市緑地保全法等の一部を改正する法律	緑地の保全や緑化による良好な都市環境の形成 (緑地保全地域や緑化地域の創設等)

注)ハネ改正等の小規模な法改正は除いている。

○エリアマネジメントや都市インフラの整備・管理に関連する現行制度を例示すると以下のとおり。

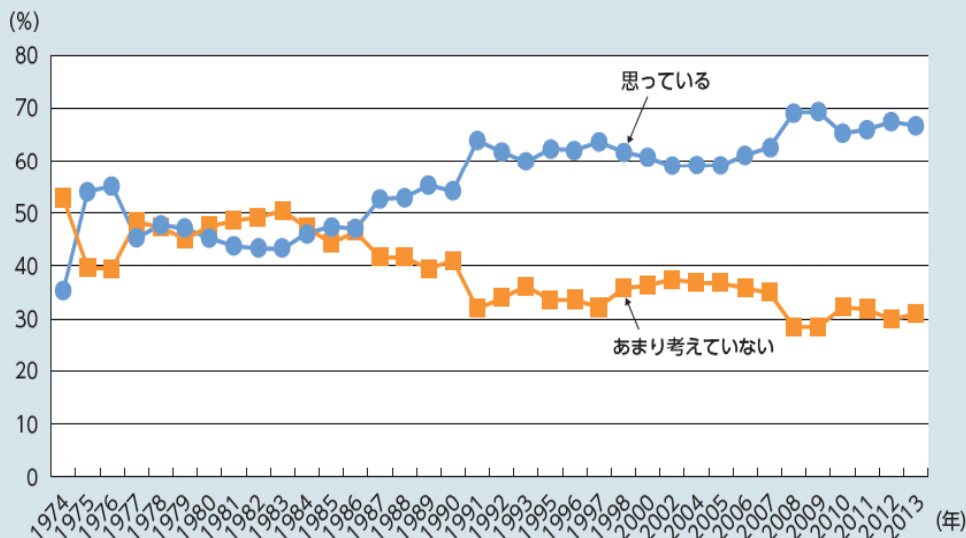
民間主体による活動		A. 都市施設 (都市計画法)	B. 地区施設 (都市計画法)	C. 誘導施設 (都市再生法)	D. 都市利便増進協 定等 都市再生推進法人 (都市再生法)
	例				
ソフト面のマネジメント					
地域活性化等 のためのマネジメント	・清掃活動、防犯活動 ・地域のPR・広報				
ハード面のマネジメント					
民間施設の マネジメント	・空家・空地等の斡旋 ・テナント等の調整				
公共的な空間(民間 施設)のメン ト	・歩道、広場等の管理 ・熱供給施設の管理 ・地下街の管理				
公共施設の マネジメント	・道路、下水道、都市公 園等のインフラの管理				

	概要	手続	メリット	デメリット	
	A 都市施設 (都市計画法)	○整備が必要な施設を都市計画に位置付け 【対象】 ・インフラ(道路、公園、下水道等) ・建築物(教育文化施設、医療・社会福祉施設等)	都市計画審議会の議	・土地収用の対象となるなど強力な措置が可能 ・施設整備に対して都市計画税の充当が可能	・整備のための仕組みであり、管理は対象外 ・即地的に定めることが必要
	B 地区施設 (都市計画法)	○地区レベルで整備が必要な施設を地区計画に位置付け 【対象】 ・インフラ(道路、公園、広場等)	都市計画審議会の議	・地区計画区域内における建築に対する届出・勧告が可能	・整備のための仕組みであり、管理は対象外 ・土地収用等の強力な措置は不可
	C 誘導施設 (都市再生法)	○都市機能誘導区域に誘導すべき施設を立地適正化計画(マスタープラン)に位置付け 【対象】 ・建築物(医療、福祉、商業施設等)	都市計画審議会の意見聴取	・都市機能誘導区域外における立地に対する届出・勧告が可能 ・税財政・金融上の支援や容積率緩和等が措置 ・即地的に定めることが不要	・土地収用等の強力な措置は不可
	D 都市利便増進協定等都市再生推進法人 (都市再生法)	○まちの賑わいを創出する施設の整備・管理について、地権者等が協定を締結 ○都市再生推進法人(まちづくり会社等)や住民等が協定に基づき管理を実施 【対象】 ・インフラ(道路、公園、広場等) ・建築物(食事施設、購買施設等) ・その他(看板、ベンチ、街灯等)	協定の市町村認定	・整備のみでなく管理も対象とすることが可能 ・幅広い施設を対象とすることが可能	・土地収用等の強力な措置は不可

地域活動への参加意欲の高まり

- 社会の役に立ちたいと思っている者は、1980年代後半から増加し、近年高い水準を維持している。
- また、多様な地域活動への参加・参加への意欲が見られる。

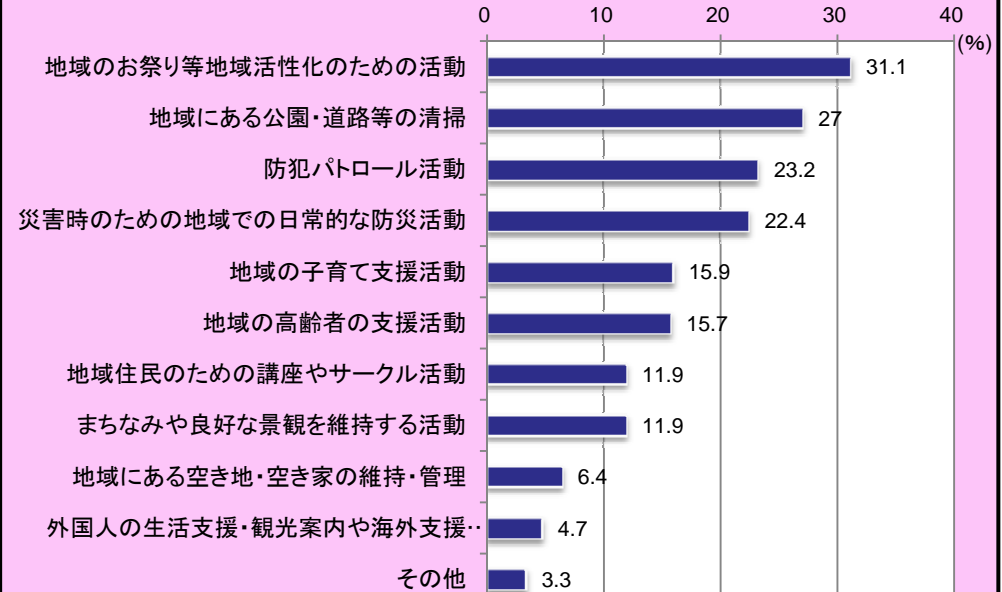
社会への貢献意識



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成
 (設問)「あなたは、日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っていますか。それとも、あまりそのようなことは考えていませんか。(1. 思っている、2. あまり考えていない、3. わからない)」

出典：厚生労働白書(平成25年)

参加してもよいと思う地域活動



設問)あなたや家族が参加してもよいと思う地域活動(あるいは既に参加している活動)があればお知らせください。(いくつでも)
 資料)国土交通省「国民意識調査」

国土交通白書(平成23年度)より作成

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、今後20年で建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本 ^{注2)}]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長:約45万km ^{注4)}]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。

注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。

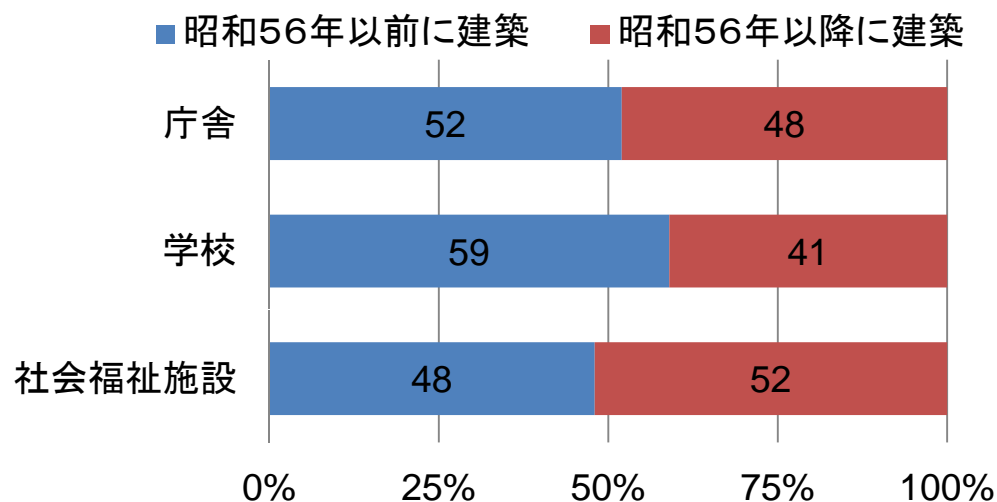
注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)

注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

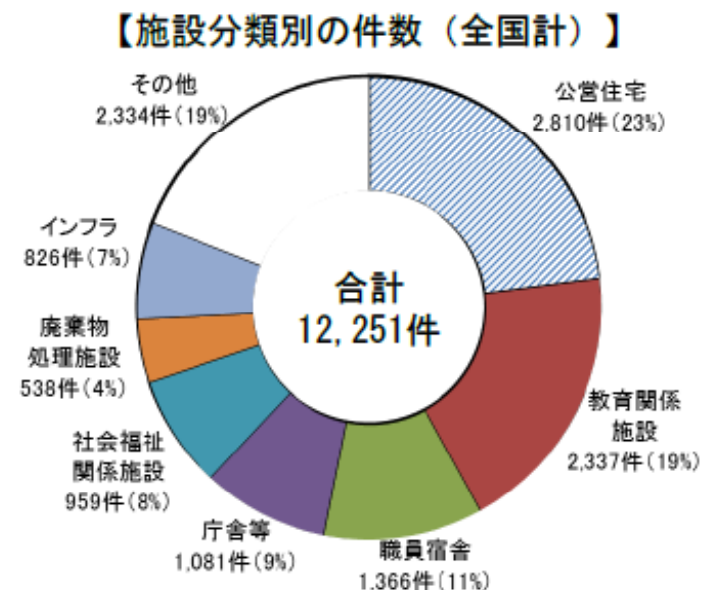
○庁舎、学校、社会福祉施設等の公共施設の約半数が築30年を超え老朽化している。
 ○公営住宅、教育関係施設等に対する解体撤去の意向が高い。

公共施設の老朽化状況



データ出典: 総務省消防庁「耐震化推進状況調査」

解体撤去意向のある公共施設等



出典: 総務省「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果(平成25年12月)」

- 高度成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、維持管理・更新に係る対策費用の山が到来。
(例 高速道路各社の今後の更新計画だけでも約4兆円が必要)
- 既に老朽化に伴う損傷や通行規制等が全国で発生。今後、老朽化対策を怠ると、道路ネットワークの寸断等が多発し、国民生活に深刻な影響。加えて、多くのインフラを管理する地方自治体の予算・人材・技術が不足。
- このため、予防保全による長寿命化や、技術革新、地方公共団体への支援等により、戦略的な維持管理・更新等を進め、トータルコストの縮減・平準化を推進。
- これらの取組を全国に根付かせるため、各省に先駆けて「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定。

対策費用の山が到来

将来の維持管理・更新費の推計結果

H25年度	10年後	20年後
約3.6兆円	約4.3~5.1兆円	約4.6~5.5兆円

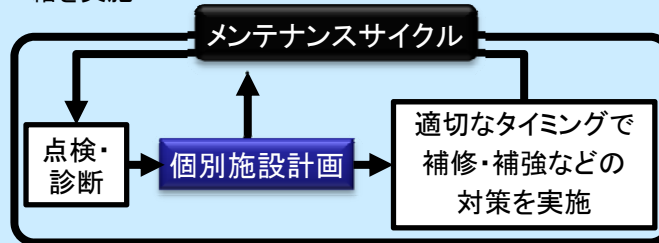
※: 国土交通省所管の10分野の国、地方公共団体等が管理する建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。

高速道路各社の更新計画(財源確保のための法改正を予定)

首都高速	阪神高速	NEXCO	本四高速
約6,300億円	約3,700億円	約30,200億円	約250億円

予防保全による長寿命化

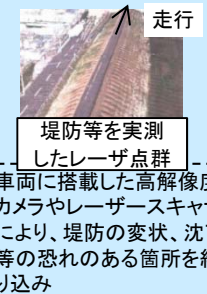
- ・定期的な点検と診断を行い、その情報をデータベース化
- ・その情報を元に、損傷が軽微な早期段階で予防的な修繕を実施



技術革新

- ・技術革新により点検・診断を効率的に行うなど、トータルコストを縮減・平準化

【点検・診断技術の開発・導入】



堤防等を実測したレーザ点群により、車両に搭載した高解像度カメラやレーザスキャナにより、堤防の変状、沈下等の恐れのある箇所を絞り込み

老朽化に伴う損傷や使用規制等



首都高1号羽田線の損傷状況



下水道管きょ施設に起因する陥没

橋梁(橋長2m以上)の通行規制等の状況
977橋(H20年)
↓
2,104橋(H25年)



通行規制を実施している事例

地方公共団体への支援

- 財政的支援
 - ・防災・安全交付金等
- 技術的支援
 - ・地方公共団体に対する助言体制の強化
 - ・点検・診断・補修に係る技術的な指針等の策定
 - ・技術系職員への研修等
 - ・人材育成・研究機関等の技術的助言 等



研究機関等の技術的助言

国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画) ＜H26.5.21決定＞

- メンテナンスエンジニアリングの構築に向けた道筋を提示した「メンテナンスの指針」
- メンテナンスサイクルを全国に根付かせ、メンテナンス元年の危機感と行動を未来へ継承

主な内容

- ・新たな基準等の運用開始
- ・新たなデータベースの稼働
- ・集約化・撤去等
- ・資格制度の充実
- ・管理者間の相互連携
- ・技術者の活用体制の構築 等

インフラ長寿命化基本計画 (国)

H25.11 関係省庁連絡会議決定

- インフラの長寿命化に関する基本方針
- ・目標とロードマップ
 - ・基本的な考え方
 - ・インフラ長寿命化計画の基本的事項
 - ・必要施策の方向性
 - ・国と地方の役割
 - ・産学界の役割 等

インフラ長寿命化計画 (国の全分野)

※省庁毎に策定

H26.5.21 国土交通省決定

- 基本計画の目標達成に向けた行動計画
- ・対象施設
 - ・計画期間
 - ・所管インフラの現状と課題
 - ・中長期的な維持管理・更新コストの見通し
 - ・必要施策の具体的な取組内容と工程
 - ・フォローアップ計画
- ※施設特性に応じて必要施策を具体化

(施設毎の長寿命化計画)

道路

河川

公共建築物

インフラ長寿命化計画 (自治体レベルの全分野)

※自治体毎に策定

公共施設等 総合管理計画

道路

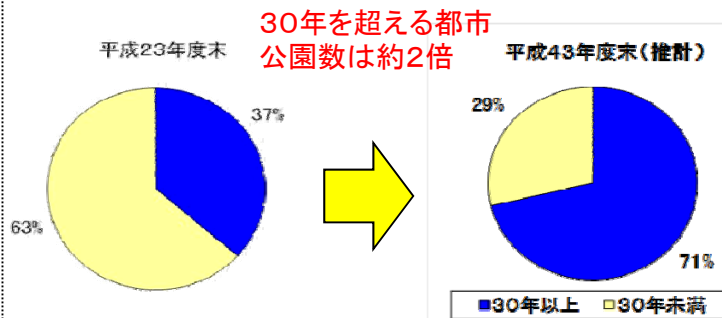
河川

公共建築物

○施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画

○供用中の都市公園のうち設置から30年以上経過したものが現時点で約4割を占め、20年後には約7割に達するなど老朽化が進行。

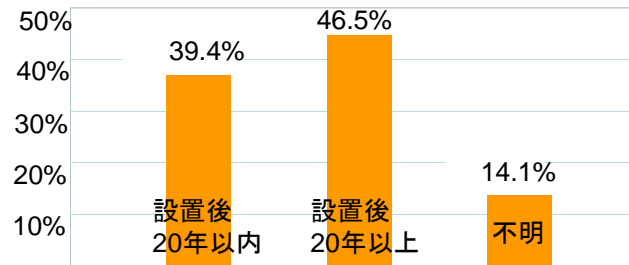
都市公園の設置経過年数



老朽化した公園施設(例)

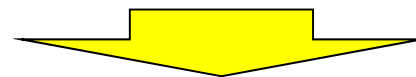
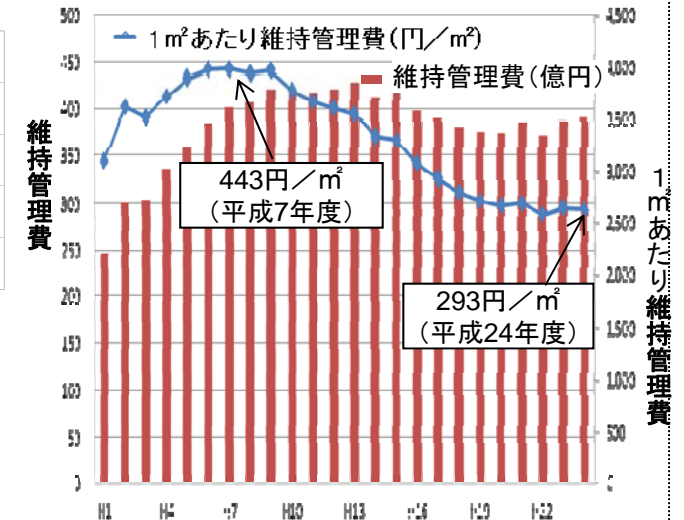


都市公園等における遊具の設置経過年数



社会的にも公園施設における事故への対応が注目。

公園維持管理費の推移



- 公園管理者にとって点検・修繕の負担が増大。ライフサイクルコストの縮減等が急務
- 公園の施設は多種多様であり、また自治体毎、公園毎に大きく異なることから、全国統一的な規準によりその全てを調査・点検することは技術的にもコスト的にも現実的に困難。公園管理者毎に個々の事情に応じた対策を講ずることが必要。

関東大震災(1923年)

- ・ 死者：約14万人（火災が9割）
- ・ 全半壊：約25万戸
- ・ 焼失市街地：約3,500ha(約44%)



被災後の様子(東京都京橋)

阪神・淡路大震災(1995年)

- ・ 死者：約6,400人（倒壊8割）
- ・ 全半壊：約21万戸
- ・ 焼失市街地：約7,500戸
- ・ 建物倒壊による道路閉塞



被災後の様子(神戸市)

東日本大震災(2011年)

- ・ 死者：約1.9万人（津波9割）
- ・ 全半壊：約40万戸
- ・ 帰宅困難者：約515万人（首都圏）
- ・ 広範囲で液状化・滑動崩落被害



被災後の様子(気仙沼市)

首都直下地震(被害想定※)

- ・ 死者：最大約2.3万人（火災7割、倒壊3割）
- ・ 要救助者：最大約7.2万人（揺れによる建物被害）
- ・ 全壊・焼失：最大約61万棟
（火災7割、揺れ3割）
- ・ 帰宅困難者：最大約800万人
- ・ 避難者：最大約720万人
（発災2週間後、うち避難所4割）
- ・ 被害額：約96兆円

➡ 密集市街地の改善、迅速な復興まちづくり、帰宅困難者等の避難対策などが主な課題

南海トラフ地震(被害想定※)

- ・ 死者：最大約32.3万人（津波7割、倒壊3割）
- ・ 要救助者：最大約34万人（揺れ9割、津波1割）
- ・ 全壊・焼失：最大約239万棟
（揺れ6割、火災3割、津波6%他）
- ・ 帰宅困難者：最大約380万人（京阪神7割、中京3割）
- ・ 避難者：最大約950万人
（発災1週間後、うち避難所5割）
- ・ 被害額：約220兆円

➡ 津波からの避難対策、迅速な復興まちづくりなどが主な課題

※出典:「首都直下地震の被害想定と対策について(中央防災会議首都直下地震対策検討WG)」(平成25年12月19日),「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)(中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討WG)」(平成24年8月29日)において想定する被害が最大となるケース

1. 密集市街地の改善整備

全国に地震時等に著しく危険な密集市街地が計約6,000ha存在。
（平成32年までに概ね解消することが目標）



東京都の例(1,683ha)



密集市街地(墨田区京島)

【主な取組み】

- 避難地・避難路の整備
- 建物の不燃化促進
- 市街地の面的整備
- 都市公園の整備・活用



公有地の活用など柔軟な手法を用いた密集市街地対策の推進が課題

2. 宅地の防災対策

東日本大震災では、関東や東北の広範囲で、宅地盛土の崩壊や擁壁の損壊、液状化などの宅地被害が発生。



液状化(浦安市舞浜)



宅地の滑動崩落
(仙台市青葉区)

【主な取組み】

- 大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策
- 宅地の液状化防止対策



宅地の安全性に係る技術基準の整備や宅地関連情報の開示が課題

3. 都市の拠点となる地域での防災対策

都心部の主要駅周辺や地下街等においては、多数の来街者を含む、大量の避難者や帰宅困難者の発生が想定され、避難・誘導や医療救護機能の確保など、発災時の安全確保が必要。



東日本大震災における帰宅困難者の様子(新宿)



地下街の避難訓練の様子

【主な取組み】

- 地下街における安全確保
- 主要駅周辺等における安全確保
- エネルギーの面的利用の推進



木造住宅密集地に加え、老朽ビルが密集する都心部等において、民間開発の誘導による市街地の防災性の向上も課題

＜発災時を想定した民間事業者による都市の防災性向上に関する取組み事例＞

大手町フィナンシャルシティ（東京都千代田区）

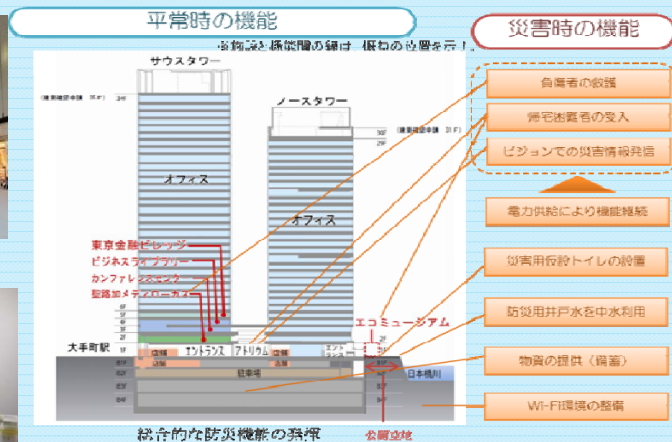
- 大規模民間都市開発にあわせて、発災時の避難者・帰宅困難者の受入れを可能とする施設・設備を整備。
＜主な施設・設備＞
 - ・アトリウム空間（屋内約1,300㎡）
 - ・公開空地（屋外約950㎡）
 - ・防災備蓄倉庫（地階約200㎡）
- 施設内の診療所や調剤薬局と「災害対策に係る基本協定」を締結し、要救護者も含めた周辺の就業者・居住者、来街者の受入れを想定。



アトリウム空間



備蓄倉庫



4. 避難対策

広範囲にわたる建物倒壊、市街地大火、津波などが想定されるため、迅速な避難が不可欠。（例えば、南海トラフ地震では、関東から四国の広範囲に渡って5m以上の高さの津波の襲来が想定される。）



津波避難タワー
(高知県四万十市)



津波防災マップ
(大阪府貝塚市)



防災無線ネットワーク(イメージ)



地域避難訓練
(東京都千代田区)

【主な取組み】

- 避難路・避難場所の整備
- 都市公園の整備・活用
- ハザードマップ作成
- 防災情報通信ネットワークの整備
- 避難訓練
- 備蓄倉庫・耐震性貯水槽の整備

➡ ソフト・ハードを組み合わせた迅速な避難を可能とする避難誘導の環境整備が課題

5. 復興まちづくり

首都中枢機能が被害を受ける首都直下地震や被害が広範囲に及ぶ南海トラフ地震では、迅速な復興まちづくりが不可欠。



高台移転(宮古市田老地区)



区画整理(女川町中心部地区)



自治体の復興まちづくり計画策定

【主な取組み】

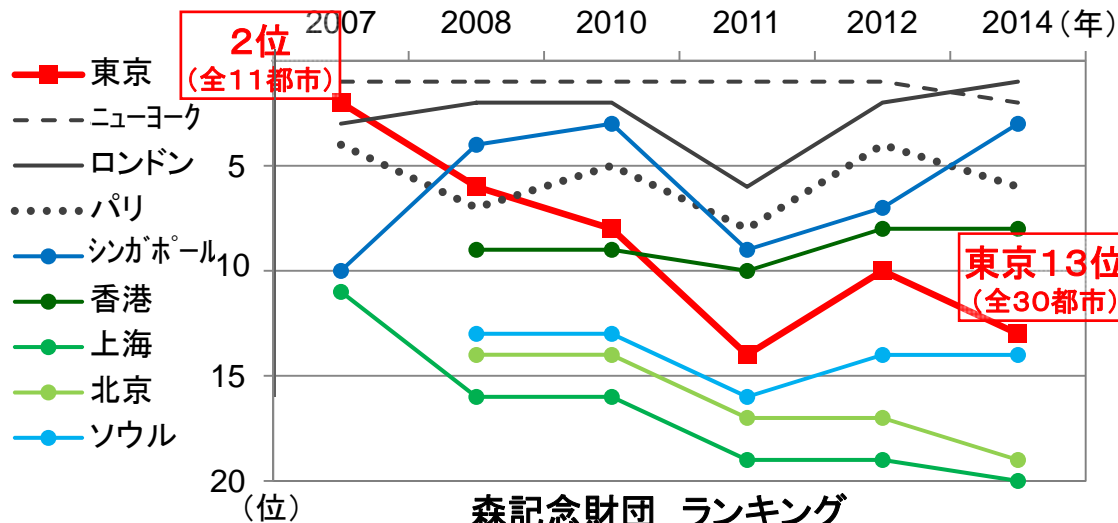
- 復興まちづくり事業
 - ・土地区画整理事業
 - ・防災集団移転促進事業
 - ・被災宅地の復旧など
- 自治体の復興まちづくり計画作成支援

➡ 東日本大震災における教訓を踏まえ、早期復興に向けた事前準備・検討を行うことが課題

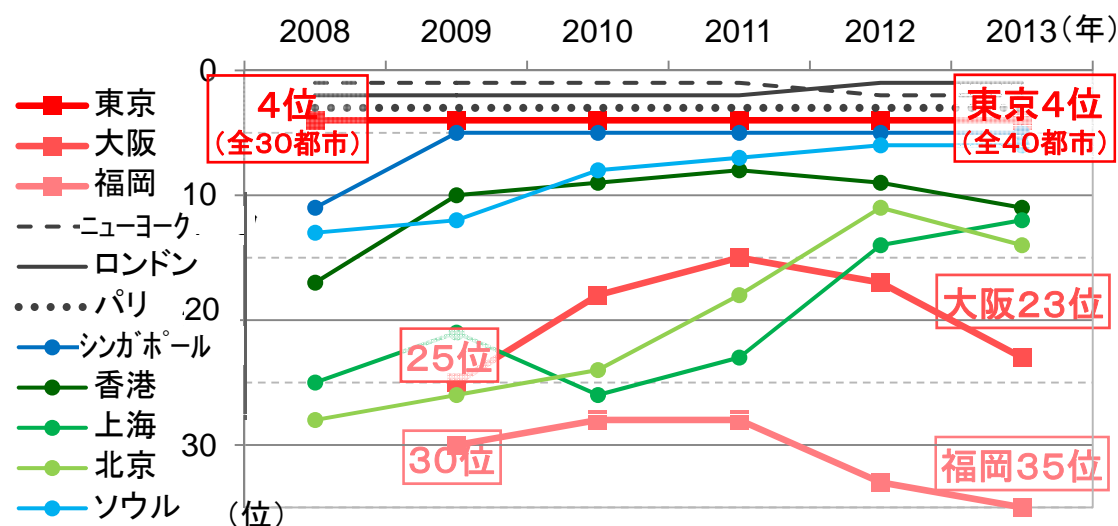
日本の都市の国際競争力の状況

○ 世界の都市のランキング推移を見ると、アジアの都市が急激に伸びる一方、我が国の都市は順位後退も見られ、さらに外資系企業の地域統括拠点数では香港やシンガポールなどのアジアの都市に後れをとっている。

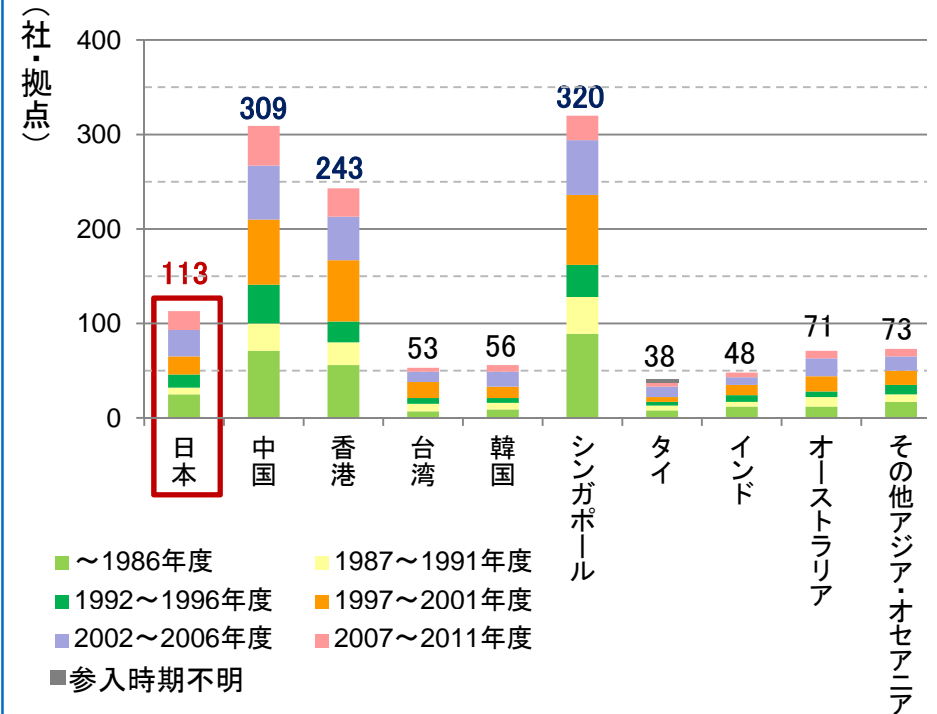
Pricewaterhouse Coopers ランキング



森記念財団 ランキング



外資系企業のアジア・オセアニア地域統括拠点数



※ 調査対象は、日本に進出しており、かつ、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している等の条件を満たす企業。

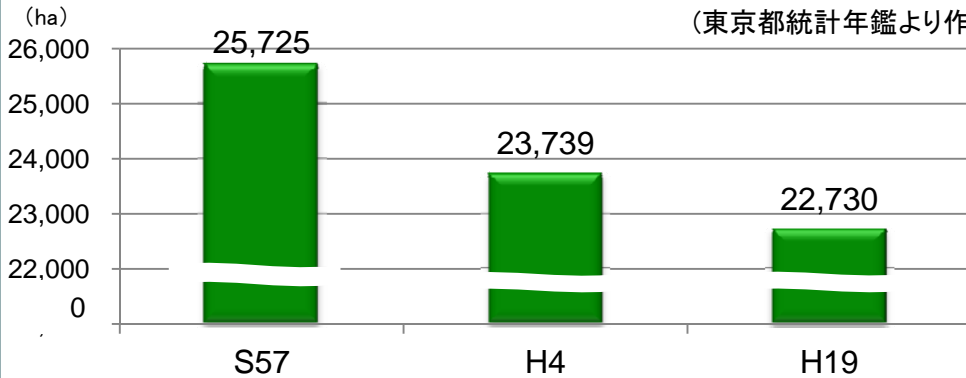
(出典) 経済産業省
「第46回 外資系企業の動向(平成24年外資系企業動向調査)」

(出典) Pricewaterhouse Coopers「Cities of Opportunity」、森記念財団「Global Power City Index」
※ PwCの2007年～2010年は個別要素の数値のみが発表されているため、総合順位は国土交通省都市局にて各数値を合計。

都市内の緑地面積は減少傾向にあるものの、減少傾向に歯止めをかけるよう、緑地の買入れをはじめとした様々な緑地保全施策を講じている都市もある。

東京都(多摩・市域)の森林面積の推移

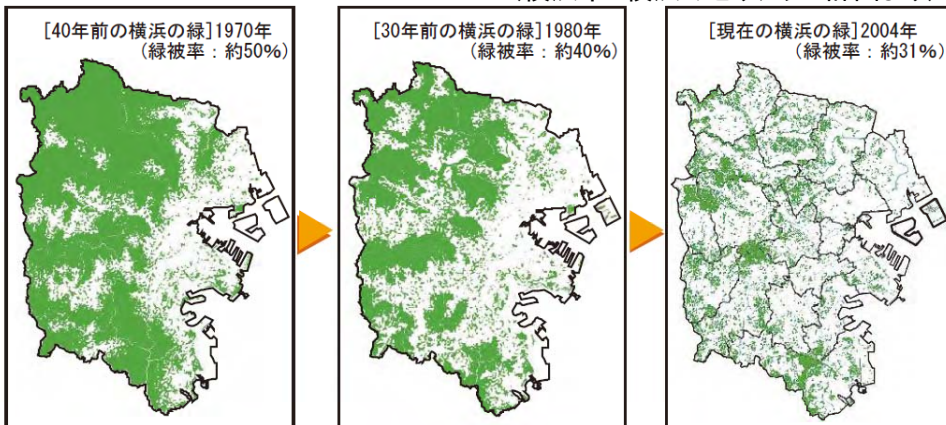
(東京都統計年鑑より作成)



東京都の多摩地域の市域における森林面積は、1982(S57)から2007(H19)の25年間で約3,000ha減少した。

横浜市の緑の推移

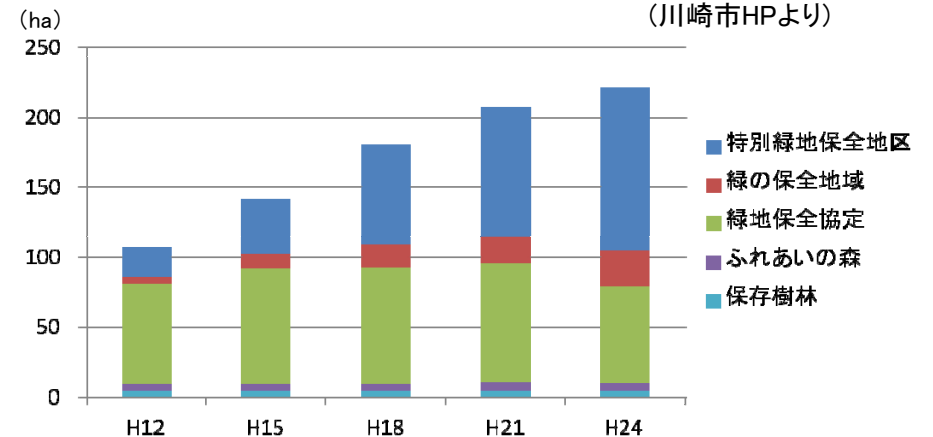
(横浜市 横浜みどりアップ計画より)



横浜市の緑は、都市化の進展に伴い、1970年に約50%であった緑被率が、2004年には約31%となるなど、多くの緑が失われてきた。

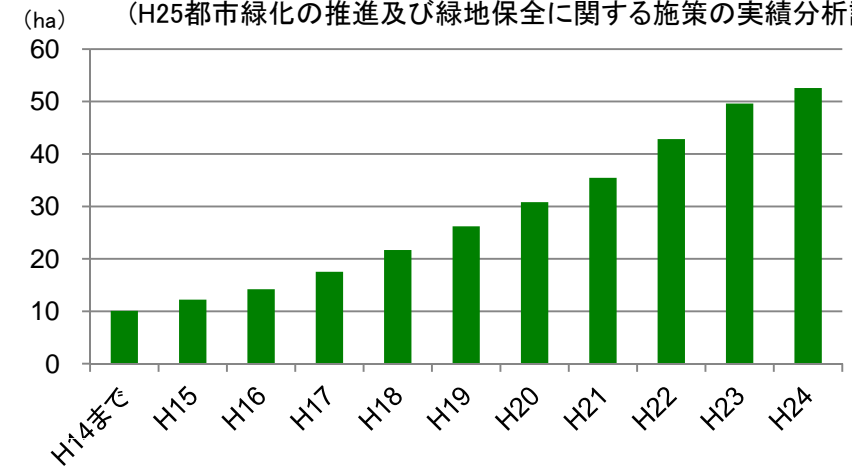
川崎市の緑地保全施策の推移

(川崎市HPより)



川崎市の特別緑地保全地区の買入れ面積(累計)

(H25都市緑化の推進及び緑地保全に関する施策の実績分析調査より)



川崎市では、様々な緑地保全施策を講じるとともに、特別緑地保全地区に指定された緑地については優先的に買い取ることで、樹林地面積の減少を最小限にとどめている。

- 民有地の緑化については、これまでも屋上緑化や壁面緑化をはじめとする取り組みが進められてきているところである。
- 近年では、緑化地域制度(都市緑地法)等の、建築物の新設等にあたり緑化率の最低限度を定める制度の導入により、市街地における緑地の確保が進んでいる。

壁面緑化面積の推移



キャナルシティ博多イーストビル



住友商事神保町ビル

(第12回 屋上・壁面・特殊緑化技術コンクールより)

緑化地域制度

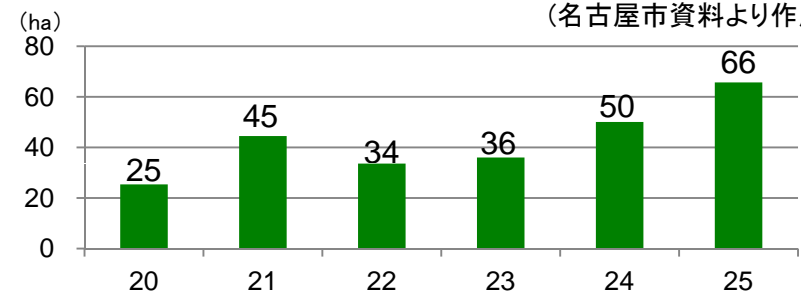


凡例	緑化率の最低限度
緑色	20%
黄色	15%
ピンク	10%

名古屋市(上図)のほか、世田谷区、横浜市、豊田市で指定

緑化地域制度による緑地の確保【名古屋市】

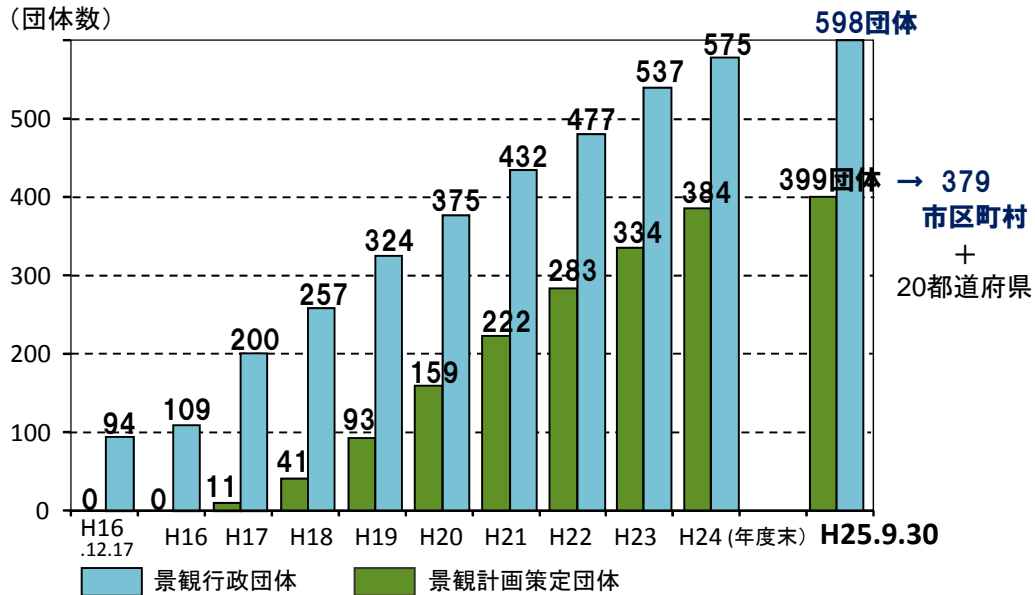
(名古屋市資料より作成)



景観法の活用状況(平成25年9月30日時点)

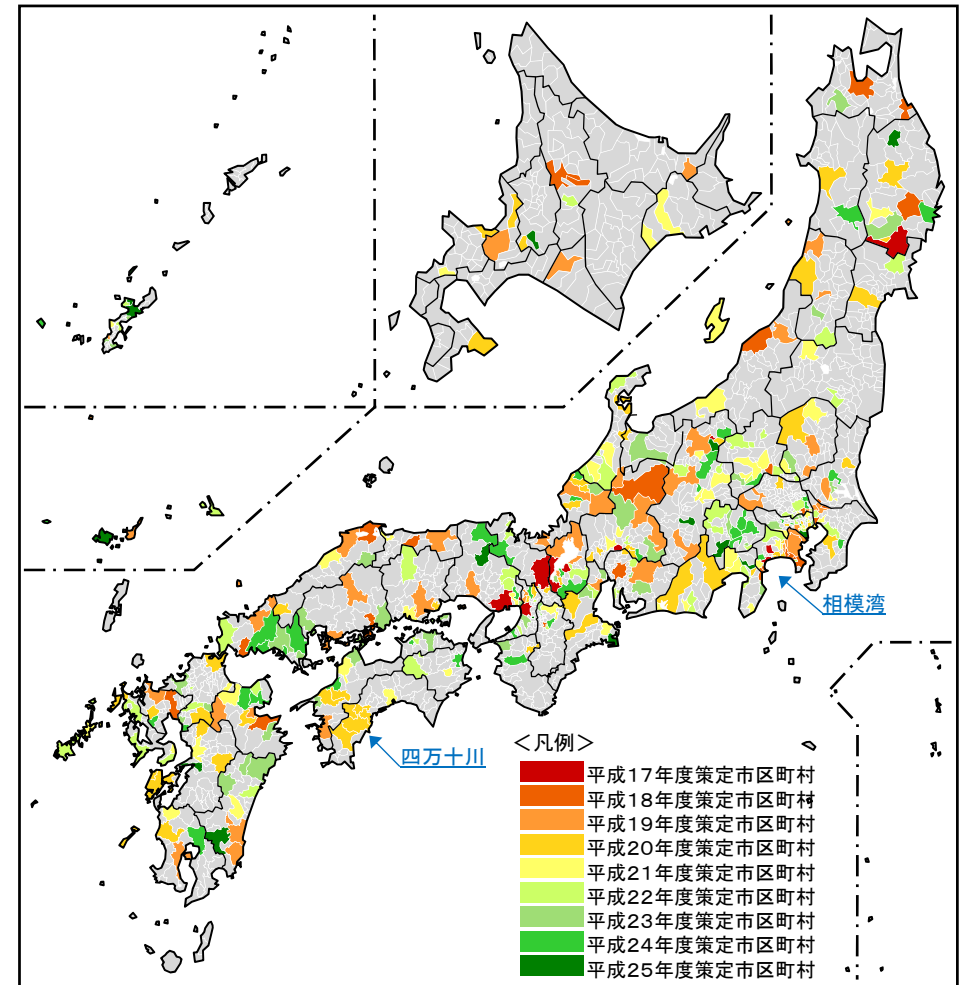
○景観行政団体、景観計画策定団体は順調に増加しており、景観法を活用したまちづくりの取組が広がっている。
 ⇒国民の景観に対する理解が深まり、良好な環境の創出に対する社会的な要請が高まっている。

■景観行政に取り組み団体の推移



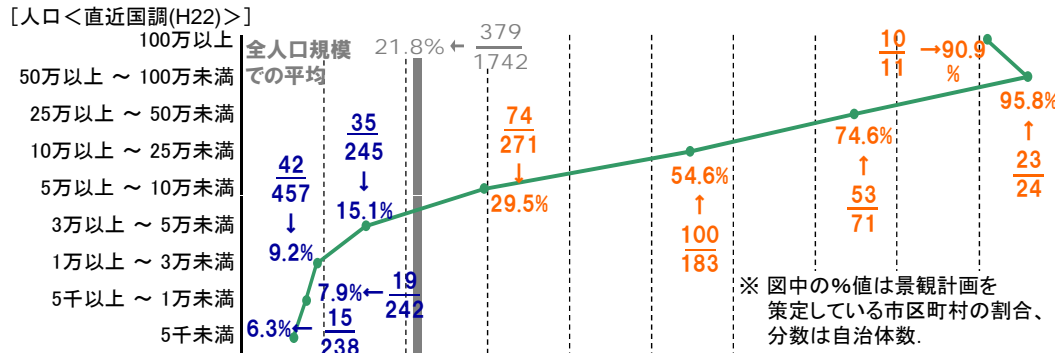
■景観計画を策定している市区町村

○景観計画策定が集中している地域がみられる(例: 四万十、相模湾など)



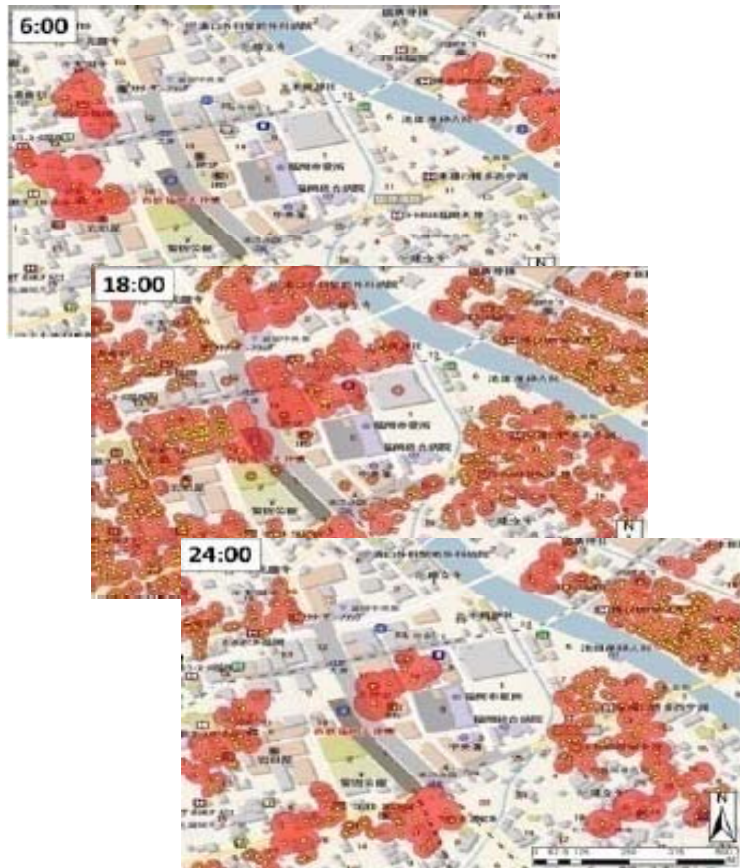
■自治体規模(人口)との関係

○人口規模が大きいほど景観計画を策定している市区町村の割合が大きくなっている



○情報の収集・処理・蓄積能力の向上、世の中に流通しているデータ量の増大など、情報通信技術の発展を受けて、様々な取り組みが可能になりつつある。

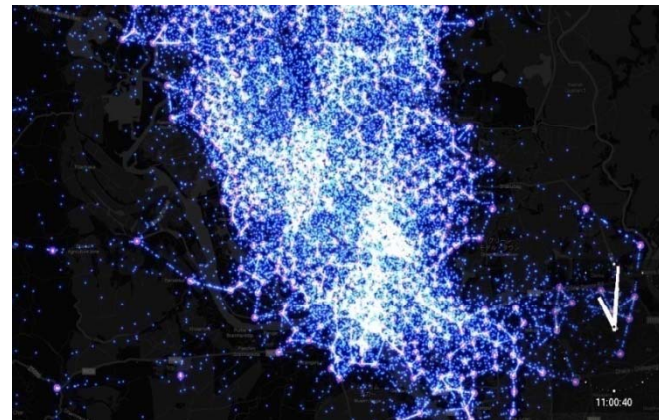
インターネットから店舗営業時間を取得し、歓楽街の賑わいを可視化した事例



資料提供) 東京大学 柴崎・関本研究室

携帯の基地局情報から人の移動状況を可視化した事例

(ダッカ市)



資料提供)
東京大学 柴崎・関本研究室

GPS付き携帯電話を活用した交通移動の推計



GPS付携帯電話により、モニタのトリップ情報
(位置、速度、加速度等)を取得



位置情報を分析し、出発地・
到着地・交通手段等を把握



出発地点
自宅



徒歩



中継地点
A駅



鉄道



到着地点
勤務先